燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

三　国土交通大臣が定める自動車

5　次の各号に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車であって車両総重量が五トン以下のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が三・五トン以下のもの及び被牽引自動車であって車両総重量が三・五トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十一条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第千四十八号）による改正前の細目告示第十一条第三項の規定に適合するものであればよい。

一　平成三十一年三月三十一日以前に製作された自動車

二　平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日までに製作された型式指定自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十一年三月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十一年四月一日以降に指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十一年三月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

三　国土交通大臣が定める自動車

6　次の各号に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車であって車両総重量が五トンを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が三・五トンを超えるもの及び被牽引自動車であって車両総重量が三・五トンを超えるものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十一条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第千四十八号）による改正前の細目告示第十一条第三項の規定に適合するものであればよい。

一　平成三十五年三月三十一日以前に製作された自動車

二　平成三十五年四月一日から平成三十八年三月三十一日までに製作された型式指定自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十五年三月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十五年四月一日以降に指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十五年三月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

三　国土交通大臣が定める自動車

7　平成三十八年三月三十一日以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車については、細目告示第十一条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第千四十八号）による改正前の細目告示第十一条第三項の規定に適合するものであればよい。

第七条第二項第七号中「（法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車をいう。以下同じ。）」を削る。

第九条第三十三項から第三十七項まで及び同条第四十四項の規定中「同規則第十一改訂版補足第十二改訂版」を「同規則第十一改訂版補足第十三改訂版」に改める。

第十二条第四項第二号ロ中「取付方法」の下に「並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造」を加える。

第十八条第四項中「同規則補足第3改訂版」を「同規則補足第4改訂版」に改める。

第二十一条第一項第一号中「（一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあっては、運転者席及び旅客三人の用に供する座席）」を削る。

第二十二条第十項中「同規則補足第3改訂版」を「同規則補足第4改訂版」に改める。

第二十九条第七項中「協定規則第百二十三号改訂版補足第七改訂版の規則」に改め、同条第十一項及び第十四項中「協定規則第98号改訂版補足第5改訂版」を「協定規則第98号改訂版補足第6改訂版」に、「協定規則第112号改訂版補足第5改訂版」を「協定規則第112号改訂版補足第6改訂版」に改め、同条第十五項中「同規則改訂版補足第6改訂版」を「協定規則第123号補足第6改訂版」に、「協定規則第123号改訂版補足第7改訂版」を「同規則第123号」に改め、同条第十六項中「協定規則第98号改訂版補足第5改訂版」を「協定規則第98号改訂版補足第6改訂版」に、「協定規則第112号改訂版補足第5改訂版」を「協定規則第112号改訂版補足第6改訂版」に改め、同条第十七項中「同規則改訂版補足第6改訂版」を「同規則改訂版補足第7改訂版」に、「協定規則第123号補足第6改訂版」を「協定規則第123号改訂版補足第7改訂版」に改め、同条第二十項中「協定規則第113号改訂版補足第4改訂版」を「協定規則第113号改訂版補足第5改訂版」に改める。

第三十条第十三項中「協定規則第19号第4改訂版補足第7改訂版」を「協定規則第19号第4改訂版補足第8改訂版」に改め、同条第十四項中「別添第五十二」を「別添五十二」に、「協定規則第19号第4改訂版補足第7改訂版」を「協定規則第19号第4改訂版補足第8改訂版」に改める。

第三十一条第四項、第五項及び第九項中「協定規則第百十九号改訂版補足第二改訂版」を「協定規則第百十九号改訂版補足第四改訂版の規則」に改める。

第四十五条第二十一項中「細目告示第五十九条第一項の規定にかかわらず」を「細目告示第五十九条第一項及び第三項並びに第百三十七条第四項並びに第二百十五条第四項の規定にかかわらず」に改め、「改正前の細目告示第五十九条第一項」の下に「、第二項及び第三項並びに第百三十七条第四項並びに第二百十五条第四項」を加える。

第六十八条第四項中「第二百四十九条第一項」の下に「及び第二項」を、「第二百六十五条第一項及び」の下に「第二項並びに」を、「第二百八十一条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千五十号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第八条第三項及び第四項」の下に「、第九条第三項」を加え、「、第三項及び第四項」を「、第三項、第四項、第五項及び第六項」に改め、同条第二号中「第十一条第三項第一号」を「第十一条第三項第二号及び第三号」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。